

議員提出議案第 4 号

骨髓移植ドナーに対する支援の充実に関する意見書

上記の議案を提出する。

平成 28 年 7 月 4 日

提出者 立川市議会議員 古屋直彦
伊藤大輔
木原宏
山本みちよ
上條彰一
福島正美

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 112 条の規定による。

骨髓移植ドナーに対する支援の充実に関する意見書

骨髓移植及び末梢血幹細胞移植は、白血病等の難治性血液疾患に対する有効な治療法である。広く一般の方々に善意による骨髓等の提供を呼び掛ける骨髓バンク事業は、公益財団法人日本骨髓バンクが主体となり、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律に基づいて実施されている。

骨髓バンク事業において、平成28年2月現在のドナー登録者数は45万人を超え、患者とのHLA適合率は9割を超えており、そのうち移植に至るのは6割未満に留まっている。これは、ドナーの健康上の問題のほか、提供に伴う通院や入院等のための休暇を認めるか否かは、ドナーを雇用している事業主ごとに対応が異なることなど、様々な要因による。

骨髓バンク事業では、骨髓等の提供に際しての検査や入院等に必要な交通費、医療費等、ドナー側の費用負担はなく、また、万一、骨髓等の提供に伴う健康障害が生じた場合でも、日本骨髓バンクによる損害補償保険が適用されるなど、ドナーの負担軽減に関して様々な取り組みが行われている。

しかし、ドナーが、検査や入院等で病院に出向くなどして仕事を休業した場合の補償は、現在、行われていない。ドナーが安心して骨髓等を多くの患者に提供できるような仕組みづくりが早急に求められる。

よって、政府に対し、骨髓移植等の一層の推進を図るため、ドナーに対する支援の充実に関し、次の事項を早期に実現するよう強く要請する。

記

- 1 事業主向けに策定した労働時間等見直しガイドラインの中でドナー休暇制度を明示するなど、企業等の取り組みを促進するための方策を講ずるとともに、ドナー休暇の制度化についても検討すること
- 2 ドナーが、骨髓等の提供に伴う入院、通院、打合せ等のために休業する場合の補償制度の創設について検討すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年7月4日

立川市議会
議長 須崎八朗